

令和5年第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年6月9日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉 ・ 松野 芳正  
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均  
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 慎一 ・ 西垣 隆  
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 梶下 信孝

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司  
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸  
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇  
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主任主事	井上 靖之	主任主事	宮田 直弥
主事	臼井 健人	主事	桂川 裕貴

議 事

- 議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 
- 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号14番、西垣隆委員、議席番号15番、林安廣委員の両委員、よろしくお願いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第30号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

それでは、議案の2ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、北長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

農業経営を開始するため、69平方メートルの田を親族から譲り受けるものです。受人は年間の従事日数を60日で申請しております。

農作業に従事する日数については、原則年間150日以上である場合に農作業に常時従事するものとされておりますが、令和5年3月31日、農林水産事務次官から発せられた農地法関係事務に係る処理基準についてにおいて、年間150日未満であっても当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、農作業に常時従事すると認めるも

のとされており、これに基づき今回の申請は農作業に常時従事するものと認めるものです。

3番、西郷地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地は受人自宅の隣地であり、管理に苦慮した地区外の所有者から、畑を譲り受けるものです。

3ページをお願いします。

4番、市橋地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、三輪地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

受人が貸借により耕作していた申請地を譲り受けるものです。

6番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

7番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第30号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、南長森地区及び2番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立ち会いを行いました。

申請地では、梅の木を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

こちらは5月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は新規就農者としての要件を満たしています。

そして、地元の取り決めも承知されており、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、3番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
5月29日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、  
現地立ち会いを行いました。  
申請地では、野菜と果樹を栽培される予定です。  
受人には、地元の取り決めなどを守り、耕作を適正に行う旨を確認いた  
しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、4番、市橋地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
5月26日に現地立ち会いを行いました。  
申請地では、マコモダケを栽培するとのことです。受人は所有する農  
地でもマコモダケを栽培し、出荷してみえます。  
地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しまし  
たので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、5番、三輪厳美地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

5番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。  
受人は、以前から貸借の設定により申請地を耕作されており、引き続き  
ハウスで野菜を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管  
理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、6番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、ブルーベリーを栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管  
理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、7番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
5月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立ち会いを行いました。  
申請地では、牧草のイタリアンライグラスを栽培される予定です。  
受人は、地元の農地所有適格法人で認定農業者でもあり、地域の取り決めなども十分理解され、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、8番、柳津地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
5月24日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、受人とともに現地確認を行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、今回の申請地の隣地を所有しており、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。  
議案第30号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第30号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

ありがとうございます。  
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第31号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 31 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6 ページの総括表を御覧ください。

今回は、1 件、89 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、北長森地区の申請は、住宅敷地の一部として転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 31 号について説明を受けました。

議案第 31 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 31 号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 1 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 32 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表を御覧ください。

今回は、3件、合計1,867平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、使用貸借の設定により、子の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、子の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第32号について説明を受けました。

議案第32号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

古田委員

はい。

議長

古田委員、どうぞ。

古田委員

1番及び2番の申請について、転用目的が一般個人住宅となっておりますが、議案の開発許可区分には34の14という記載があります。

この区分はレジャー施設についての区分ではないでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。



小木曾主査

こちらは農地法関係の区分ではなく、都市計画法の開発許可が必要となるという意味で記載しております。

現在、建築指導課にて、開発許可の手続きが進められております。

古田委員

分かりました。

続いて、3番の申請について、転用目的が再エネ発電施設とありますが、どのような基準から許可されるのでしょうか。

小木曾主査

3番の申請につきましては、該当地が第3種農地と判断される農地になります。第3種農地につきましては、転用目的が太陽光発電施設であっても許可し得る農地区分となります。

古田委員

分かりました。

今回は営農型の太陽光発電施設に転用されるということでしょうか。

その場合、柱以外のパネル下部の地目は農地のままということでしょうか。

小木曾主査

いいえ。こちらは非営農型の太陽光発電施設になります。

そのため、転用後の地目は農地ではなく雑種地となります。

古田委員

分かりました。

議 長

その他、御発言ございませんか。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第32号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第18号から第20号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

12 ページをお願いします。

届出は、34 件、合計 63,224.04 平方メートルです。

続きまして、報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

14 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、12 件、合計 6,845.78 平方メートルです。

明細は、15 ページから 17 ページにございます。

続きまして、報告第 20 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

19 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、60 件、合計 25,272.57 平方メートルです。

明細は、20 ページから 35 ページにございます。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 5 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 26 分閉会を宣す。